

平成十五年七月四日受領  
答弁第九〇号

内閣衆質一五六第九〇号

平成十五年七月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する再  
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、国家公務員、独立行政法人、特殊法人、認可法人又は国の機関が所管する公益法人を退職した者のうち一億円を超える退職手当（退職手当に相当する給付を含む。以下同じ。）を受給した者が所属していた組織名、当該組織ごとの今後の退職手当の最高額設定の予定及び一億円以上の退職手当の支給の可能性の有無は、別表のとおりである。

なお、退職手当の額は、個人に関する情報であるため、お尋ねの最終役職等特定の個人を識別できるところとなる事項については答弁を差し控えたい。

<p>所属していた組織名</p>	<p>今後の退職手当の最高額設定の予定</p>	<p>一億円以上の退職手当の支給の可能性の有無</p>
<p>内閣法制局</p>	<p>国家公務員の退職手当については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）等の規定に基づき、退職の日における俸給月額及び勤続期間等に応じ、支給額が決定されるものであり、あらかじめ最高額が定まっているわけではない。</p>	<p>国家公務員の退職手当については、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）により、長期勤続者に対する退職手当の額の引下げ等が行われたところであり、平成十六年十月一日以降は、現行の俸給月額等を前提とした場合、国家公務員退職手当法の規定に基づく退職手当の額が一億円以上となることはない。</p>
<p>検察庁</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>会計検査院</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>衆議院法制局</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>参議院事務局</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>参議院法制局</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>裁判所</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>日本電信電話株式会社</p>	<p>株式会社法に適用される商法（明治三十二年法律第四十八号）等の規定にのっとり、株主総会における決議を経て、在任期間等を勘案して決定し支給することとしており、あらかじめ最高額が定まっているわけではない。</p>	<p>株式会社法に適用される商法等の規定にのっとり、株主総会における決議を経て、在任期間等を勘案して決定し支給することとしており、今後一億円以上の額が支給される可能性の有無については、現時点では、不明である。</p>

<p>(社) 商事法務研究会</p>	<p>今後、役員について定年制を導入し、それに伴い退職慰労金の算式の適正化を図るため、常勤役員退職慰労金規則を見直す予定であるが、退職慰労金は、同規則により、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び在任中の功労を考慮して具体的な金額が決定されるものであり、あらかじめ最高額が定まっているわけではない。</p>	<p>退職慰労金は、常勤役員退職慰労金規則により、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び在任中の功労を考慮して具体的な金額が決定されるものであるが、最近の役員の在任期間及び報酬の現状等を考慮すると、実際に今後一億円以上の額が支給される可能性はほとんどないものと考ええる。</p>
<p>(社) 学士会</p>	<p>所管官庁からの指摘に基づき、平成十五年度中に職員給与規程の退職金に関する規定の見直しを行い、退職金の最高額を一億円未満とすることとしている。</p>	<p>今後一億円以上の額が支給される可能性はない。</p>
<p>(財) 中山報恩会</p>	<p>平成十五年度中に役員退職慰労金支給内規を定め、一億円を超えない基準を設けることを理事会で決定したところである。同内規の具体的内容については、現在検討中であり、お尋ねの事項については、現時点では未定である。</p>	<p>今後一億円以上の額が支給される可能性はない。</p>

<p>(財) 全日本労働福祉協会</p>	<p>(財) 日本相撲協会</p>	<p>(財) 日本科学技術振興財団</p>
<p>役員退職慰労金は、役員退職慰労金</p>	<p>退職金及び功労金の在り方については、今後検討する予定であるが、退職金は、退職金支給規定に基づいて、在任期間及び勤務成績（地位）により具体的な金額が決定されるものであり、また、功労金は、相撲界における貢献の度合い、経済状況等を考慮して理事会により支給額が決定されるものであり、あらかじめ最高額が定まっているわけではない。</p>	<p>所管官庁からの指摘に基づき、平成十三年度に常勤役員の在任年齢及び在任期間の上限を設け、平成十四年度には常勤役員報酬規程を定めたところであるが、退職慰労金は、常勤役員退職慰労金規程等に基づき、個々の退職者の報酬、在任期間、在任中の功労等を考慮して具体的な金額が決定されるものであり、あらかじめ最高額が定まっているわけではない。</p>
<p>役員退職慰労金は、役員退職慰労金規定に</p>	<p>退職金及び功労金の在り方については、今後検討する予定であるが、退職金は、退職金支給規定に基づいて、在任期間及び勤務成績（地位）により具体的な金額が決定されるものであり、また、功労金は、相撲界における貢献の度合い、経済状況等を考慮して理事会により支給額が決定されるものであるため、退職金と功労金の合計で一億円以上の額が支給される可能性がないわけではない。</p>	<p>退職慰労金は、常勤役員退職慰労金規程等に基づき、個々の退職者の報酬、在任期間、在任中の功労等を考慮して具体的な金額が決定されるものであるが、最近の退職者の在任期間及び報酬の現状等を考慮すると、実際に今後一億円以上の額が支給される可能性はほとんどないものと考える。</p>

	<p>規定により、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び在任中の功労を考慮して具体的な金額が決定されるものであり、あらかじめ最高額が定まっているわけではない。</p>	<p>より、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び在任中の功労を考慮して具体的な金額が決定されるものであるが、最近の役員の在任期間及び報酬の現状等を考慮すると、実際に今後一億円以上の額が支給される可能性はほとんどないものと考ええる。</p>
<p>(社) 日本海事検定協会</p>	<p>平成十四年度に役員退任慰労金規程の見直しを行ったところであり、退任慰労金の最高額を一億円未満とするにととしている。</p>	<p>今後一億円以上の額が支給される可能性はない。</p>
<p>(財) 母子衛生研究会</p>	<p>平成十五年度中に理事・役員等諸手当・慶弔・見舞等基準を見直し、役員退職金規程を作成する予定であるが、現在、同規程の具体的内容を検討しているところであり、お尋ねの事項については、現時点では未定である。</p>	<p>平成十五年度中に理事・役員等諸手当・慶弔・見舞等基準を見直し、役員退職金規程を作成する予定であるが、現在、同規程の具体的内容を検討しているところであり、お尋ねの事項については、現時点では未定である。</p>
<p>(財) 電力中央研究所</p>	<p>所管官庁からの指摘に基づき、一般企業及び他の公益法人との比較を行い、現在、支給水準の見直しを行っているところであり、お尋ねの事項については、現時点では未定である。</p>	<p>所管官庁からの指摘に基づき、一般企業及び他の公益法人との比較を行い、現在、支給水準の見直しを行っているところであり、お尋ねの事項については、現時点では未定である。</p>

<p>(財) 日本エネルギー経済研究所</p>	<p>所管官庁からの指摘に基づき、平成十四年度に見直しを行い、役員退職金の支給率を引き下げたところであるが、役員退職金は、役員退職金規程により、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び勤務成績を考慮して具体的な金額が決定されるものであり、あらかじめ最高額が定まっているわけではない。</p>	<p>役員退職金は、役員退職金規程及び役員退職金規程内規に基づき、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び勤務成績を考慮して具体的な金額が決定されるものであるが、最近の役員の在任期間及び報酬の現状等を考慮すると、実際に今後一億円以上の額が支給される可能性はほとんどないものと考えられる。</p>
<p>(社) 日本プラントメンテナンス協会</p>	<p>所管官庁からの二度にわたる指摘等に基づき、平成十五年八月末を目的に、役員の報酬・賞与および退職慰労金に関する規程を見直す予定であるが、退職慰労金は、同規程により、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び勤務成績を考慮して具体的な金額が決定されるものであり、あらかじめ最高額が定まっているわけではない。</p>	<p>退職慰労金は、役員の報酬・賞与および退職慰労金に関する規程に基づき、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び勤務成績を考慮して具体的な金額が決定されるものであるが、最近の役員の在任期間及び報酬の現状等を考慮すると、実際に今後一億円以上の額が支給される可能性はほとんどないものと考えられる。</p>
<p>(社) 愛知県モーターボート競走会</p>	<p>平成十五年度に役員退職慰労金支給規程の見直しを行い、退職慰労金の最高額を一億円未満とすることとしている</p>	<p>今後一億円以上の額が支給される可能性はない。</p>

	る。	
(社)岡山県モーターボート競走会	平成十五年度に役員退職慰労金支給基準の見直しを行い、退職慰労金の最高額を一億円未満とすることとしている。	今後一億円以上の額が支給される可能性はない。
(社)香川県モーターボート競走会	平成十五年度に役員退職慰労金内規の見直しを行い、退職慰労金の最高額を一億円未満とすることとしている。	今後一億円以上の額が支給される可能性はない。
(社)全国モーターボート競走会連合会	平成十五年度に役員退職慰労金支給規程の見直しを行い、退職慰労金の最高額を一億円未満とすることとしている。	今後一億円以上の額が支給される可能性はない。
(社)東京都モーターボート競走会	平成十五年度に役員退職慰労金規程の見直しを行い、退職慰労金の最高額を一億円未満とすることとしている。	今後一億円以上の額が支給される可能性はない。